

information

○総合相談窓口について

公立高島総合病院では、外来や入院中の患者さまやご家族の、不安やニーズに対応するために総合相談窓口を開設しています。お気軽にご利用ください。

- ▼開設日
 4・7・10・1月：月・木曜日
 5・8・11・2月：火・金曜日
 6・9・12・3月：水曜日

▼時間 9時～12時

▼場所 院内薬局前

▼担当者
 看護師。相談内容により院内の専門職が対応します。
 (医師・薬剤師・栄養士・理学療法士・歯科衛生士・ケースワーカー・事務職員等)

- ▼相談内容
 ・病気にすること
 ・薬にすること
 ・介護にすること
 ・栄養(食事)にすること
 ・リハビリにすること
 ・交通事故、労災、公費の申請など事務手続きにすること
 ・禁煙にすること
 ・歯にすること など

※相談窓口開所日以外でも臨機応変に対応させていただきますので、お気軽にご利用ください。(地域連携室)

○免疫腫瘍外来の開設について

月に1回、第3金曜日午後から免疫腫瘍外来を開設いたしました。診察場所は脳神経外科外来にて行います。メタボリックも対応いたします。

担当医師 和田洋巳医師

○整形外科外来よりお知らせ

7月より、毎月第2・4金曜日の午前中整形外科外来2診において、脊椎外来を開設いたしました。

担当医師 宮田誠彦医師



患者さまと病棟スタッフと記念撮影

十びょういんたより

分娩件数100例目達成しました

昨年4月から黒瀬医師の着任で産婦人科を再開し、6月19日に100例目の分娩を達成しました。今後とも安心して安全な医療の提供に取り組んでまいります。

中学生職場体験を行いました



生まれてすぐの赤ちゃんを抱っこ

6月16日から20日にかけて高島中学生が、6月18日に湖西中学生が職場体験に来られました。当日は病棟で新生児の沐浴を見学したり、車椅子の患者さんを介助したり、昼食を配るなど、看護師の仕事を体験していただきました。生後15分の赤ちゃんを抱っこし、「感激して涙がでそうになった」との感想をいただきました。

続いて検査室、栄養科、リハビリ、薬局、放射線科も見学してもらい、それぞれの部署で業務について実際に体験もしていただきました。参加した中学生からは「病院での仕事は、患者さんに元気をあげるいい仕事だと思いました」という意見が聞かれました。

医療の現場での初めての体験に目を輝かせる中学生の姿は、私たちスタッフにとっても新鮮で刺激になりました。今回の職場体験を今後にも生かせることを期待しています。



ナースの制服を着て

- ①国民健康保険の保険料(税)を確実に納付していた方(本人)が口座振替により納付する場合(被保険者本人名義の口座を指定してください)
- ②世帯主または配偶者がいる方年金収入が180万円未満の方)で、その口座振替により納付する場合(世帯主または配偶者名義の口座を指定してください)

長寿医療 保険料の支払い方法の変更について
 長寿医療制度(後期高齢者医療)の保険料を、今年4月より年金からお支払いいただいている方や10月より年金からお支払いいただく予定となっている方で、次の①または②に該当される方は、市が認定した場合に限り、保険料を口座振替によりお支払いいただくことができます。希望される方は、事前に金融機関の窓口で保険料の口座振替の手続きを行っていただき、「申込者控用」をお持ちの上、保険年金課または各支所窓口へお申し出ください。

国民年金推進員が戸別訪問しています!

社会保険事務所では、皆さんの年金受給権を確保するため、国民年金保険料の納め忘れがある方を対象に、職員のほか、国民年金推進員が訪問し、国民年金制度の案内や保険料の領収・納付の相談を受けています。

「国民年金推進員」は、身分証明書を携帯した非常勤の国家公務員です。平日の昼間以外に夜間や休日にも訪問しています。

一日社会保険相談所開設

社会保険事務所では、次の日程で一日社会保険相談所(予約制)を開催します。ぜひご利用ください。

- ▼日程
 新旭公民館 8月21日(木) 9月25日(木)
 今津支所 8月 6日(水)
 安曇川支所 9月 3日(水)

▼時間 10時～16時
 ▼申込方法 電話で予約してください。

【予約専用電話】
 ☎077(521)1489
 大津社会保険事務所



年金 保険料は、口座振替・前納がお得
 8月20日までにお申し出いただいた場合、10月から口座振替で納付いただくこととなります。後日、今後の納期が記載された納入通知書を送付させていただきます。
 国保年金課
 ☎(077)8137

年金 一部納付の承認を受けられた方へ!
 国民年金保険料の免除申請をされた方のうち、一部納付(1/4納付・半額納付・3/4納付)が承認された方は、保険料を納付されないことと未納期間と同じ扱いとなり、将来支給される老齢基礎年金をお申し込みは、8月末までに

を受給するために必要な期間に算入されません。また、ケガや病気で「万が一」のことがあっても、障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できない場合があります。保険料の納期限は、通常の保険料と同じく翌月末です。また、納期限から2年が経過すると時効により納めることができなくなります。納付書がお手元ない方は、大津社会保険事務所(☎077-521-1789)までご連絡ください。

一部納付	保険料額(平成20年度)
1/4納付(3/4免除)	月額 3,600円
半額納付(半額免除)	月額 7,210円
3/4納付(1/4免除)	月額 10,810円